

杉並区教育ビジョン策定委員会設置要綱

平成 16 年 8 月 20 日

杉教第 5985 号

改正 平成 17 年 4 月 1 日杉教第 1092 号 平成 18 年 7 月 26 日杉教第 4872 号
平成 19 年 4 月 1 日杉教第 247 号 平成 23 年 3 月 31 日杉教第 12627 号

(設置)

第 1 条 次代を担う子どもたちの個性豊かな人間性を培う教育を実現するとともに、区民の学習、文化、スポーツ活動の振興を図ることを目指し、「杉並区教育ビジョン」を策定するため、杉並区教育ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区教育ビジョンの策定に関すること。
- (2) その他杉並区教育ビジョンに関し、必要と認める事項

(構成)

第 3 条 委員会は、別表 1 に掲げる者につき、教育委員会が委嘱又は任命する委員 13 名以内をもって組織する。

2 委員の任期は、杉並区教育ビジョンを策定した日までとする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員長は、会議を招集し、議事を主宰する。

- 2 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。
- 3 委員長は、会議に際し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(幹事会)

第 6 条 委員会の事務を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表 2 に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会の幹事長は、幹事会を招集し、会務を掌理する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日杉教第247号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日杉教第12627号)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表1(第3条関係)

学識経験者	2名以内
団体推薦	3名以内
一般公募	2名以内
杉並区立幼稚園・子供園副園長	1名
杉並区立小学校長	1名
杉並区立中学校長	1名
杉並区立特別支援学校長	1名
教育委員会事務局職員	2名以内

別表2(第6条関係)

幹事長	教育委員会事務局参事(特命事項担当)
幹事	教育委員会事務局教育改革担当部長
幹事	杉並区立中央図書館長
幹事	教育委員会事務局庶務課長
幹事	教育委員会事務局教育人事企画課長
幹事	教育委員会事務局統括指導主事
幹事	教育委員会事務局教育改革推進課長
幹事	教育委員会事務局学校適正配置担当課長
幹事	教育委員会事務局学務課長
幹事	教育委員会事務局社会教育スポーツ課長
幹事	杉並区立済美教育センター副所長
幹事	杉並区立済美教育センター教育支援担当課長